

第3 肝炎対策のめざすところ

《最終目標 ～患者のあるべき姿～》

県民が、正しい知識にもとづいた肝炎予防に取り組み、肝がんの罹患が減少していることを目指します。

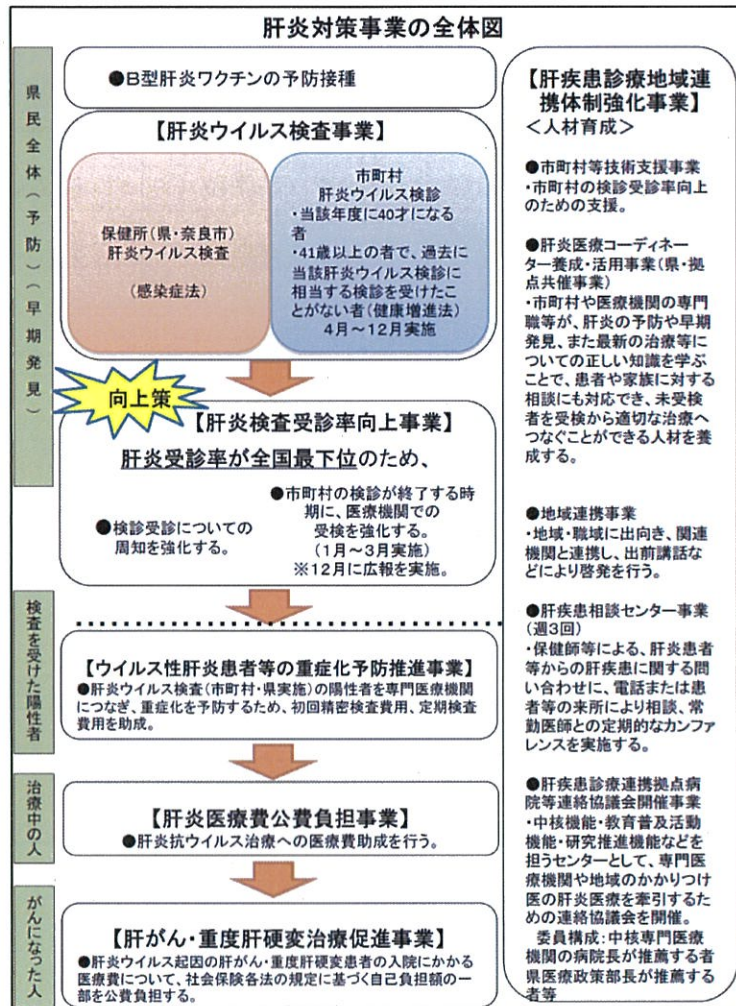
目標	評価指標	現状値（基準値）	目標値	出典
肝がん罹患率の減少（年齢調整罹患率：10万対）	肝がん罹患率	16.5（H25）	15.2（全国）	がん登録（奈良県）

《個別目標》

目標	評価指標	（基準値）（H28）	目標値	出典
B型肝炎ワクチンの予防接種率の増加	市町村のB型肝炎ワクチンの予防接種率	73.4%	95%	県調べ
受検（受診）者数の増加	受検（診）者数	B型肝炎ウイルス検診受診者数 4,401人（市町村実施） C型肝炎ウイルス検診受診者数 4,402人（市町村実施） B型肝炎ウイルス検査受検者数 287人（保健所実施） C型肝炎ウイルス検査受検者数 286人（保健所実施） 合計 B型：4,688人 C型：4,688人	B型 13,000人 C型 13,000人	県調べ
初回精密検査受診率の増加	初回精密検査受診率	初回精密検査受診率 41.6%	100%	県調べ
全市町村に肝炎医療コーディネーターを養成	全市町村の肝炎医療コーディネーターの有無	18市町村	39市町村	県調べ
相談件数の増加	相談件数	493件	1,000件	県調べ

第4 個別施策

予防、早期発見、重症化予防、治療促進、人材育成、肝炎患者への支援となる取組を県拠点病院と連携し、効果的に実施していきます。



1 肝炎予防

現状と課題

- ・平成28年10月に、B型肝炎ワクチンが予防接種法に基づく定期接種となり市町村で実施していますが、平成28年度の接種率は73.4%で、今後さらに周知が必要です。
- ・ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対しても普及啓発が必要です。
- ・肝臓週間において啓発ポスターやちらし、新聞広告などで肝炎予防となる周知を実施していますが、今後さらに周知が必要です。

健康なら健康だより 第82号

平成29年 7月24日(月)~7月30日(日)

あなたは大丈夫? 肝炎検診のススメ

肝炎ウイルス検査は、以下で受けられます。

- ①市町村 対象者40歳以上
- ②保健所 対象者 市町村で受けられない方、またはあなたでも、保健所に検査をお願いする方が多い方(要予約)
- ③医療機関 (県立医療機関等) 対象者 市町村で受けられない方、またはあなたでも、医療機関で検査を受ける方

気になる方は、肝炎検査を受けましょう!

奈良県医療政策部保健予防課感染症係 ☎0742-27-8612

あなたは大丈夫!? 肝炎検査のススメ

肝炎検査Q&A

Q: 「無症状検診」とはいつの検診?
A: 集団検診は、毎年2~3月~4月(検診6~3月)まで行われていました。期間16年7月2日から期間6~3月までの実施であること。

Q: 「検査の結果」とはいつの検診?
A: 平成4年以降の検診結果が郵送で送付されています。

Q: 肝炎検査はどこで受けられるの?
A: ①市町村 ②保健所 ③医療機関

気になる方は 肝炎検査を受けましょう!

主な取組

- ・ B型肝炎ワクチンの予防接種の周知
- ・ 肝臓週間や検診受検（受診）率向上となる周知啓発を、機会をとらえて実施

目標	評価指標	(基準値)	目標値	出典
B型肝炎ワクチンの予防接種率の増加	市町村のB型肝炎ワクチンの予防接種率	73.4% (H28)	95%	県調べ

2 肝炎の早期発見

現状と課題

- ・ 肝炎の早期発見となる肝炎ウイルス検診においては、平成 14 年度から市町村検診体制が整備され（健康増進事業）、県においても保健所での検査（特定感染症検査等事業）を実施しています。しかし、国が公表した両方の検査（検診）の受検（受診）率の合計は、平成 26 年度、27 年度において全国最下位となっています。
- ・ 特定の血液凝固因子製剤や集団予防接種により感染が拡大した経緯も踏まえ、肝炎や肝炎ウイルス検診の必要性を広く県民に周知・啓発するとともに、市町村が実施する肝炎ウイルス検診について、住民が受けやすい検診体制の構築を行い、受診者数を増加させることが必要です。
- ・ 市町村は肝炎検診（40 歳の節目検診）未受診者の把握に努め、未受診者に受診するよう個別勧奨を行う必要があります。

主な取組

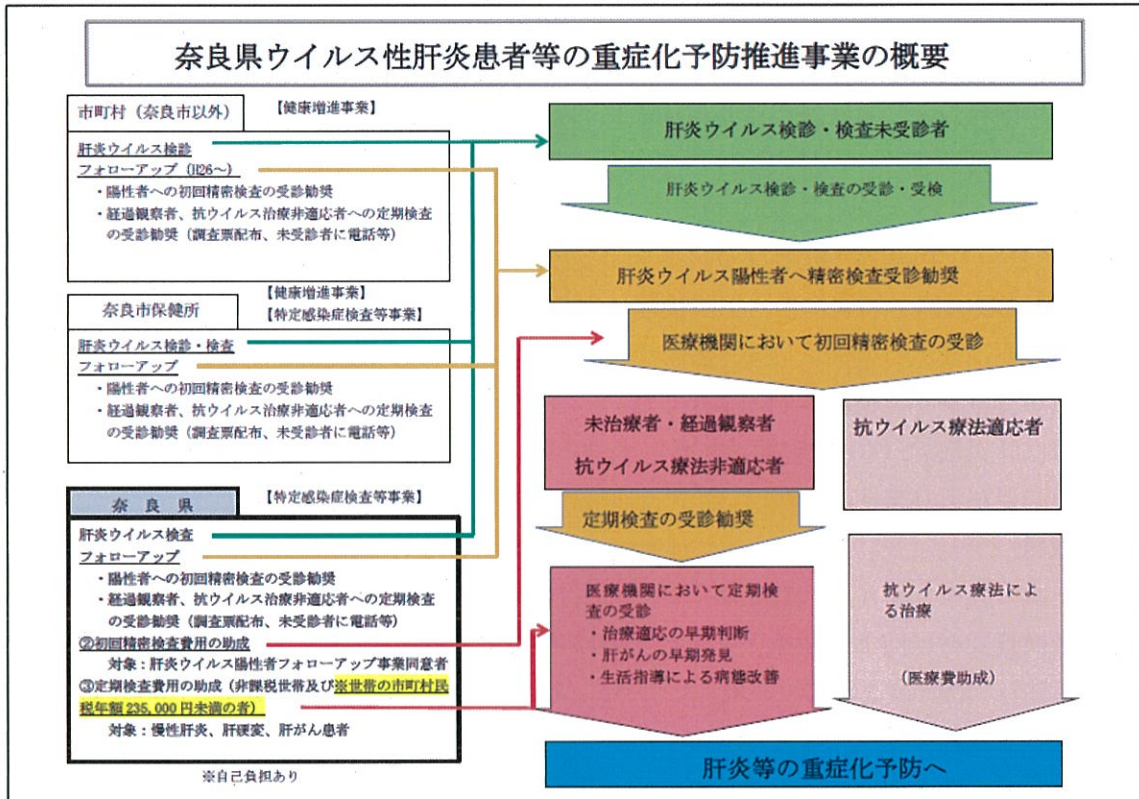
- ・ 保健所の肝炎ウイルス検査体制の強化（受検しやすい体制の整備）
- ・ 肝炎検査受検率向上となる工夫をしている市町村や取組の情報提供（市町村へ還元）
- ・ 市町村の、他健診との同時実施など受検しやすい体制整備と、受診すべき対象者を抽出した受診勧奨の実施促進
- ・ 各市町村の肝炎受診者数の数値目標の設定を促す。

目標	評価指標	(基準値)	目標値	出典
受検（診）者数の増加	受検（診）者数	B型肝炎ウイルス検診受診者数 4,401 人 (市町村実施)	B型 13,000 人 C型 13,000 人	県調べ
		C型肝炎ウイルス検診受診者数 4,402 人 (市町村実施)		
		B型肝炎ウイルス検査受検者数 287 人 (保健所実施)		
		C型肝炎ウイルス検査受検者数 286 人 (保健所実施)		
		合計 B型：4,688 人 C型：4,688 人 (H28)		

3 肝炎の重症化予防

現状と課題

・平成 27 (2015) 年度から肝炎の重症化を予防する取組として、県や市町村の検診で陽性となった方を適切に専門医療機関の受診・治療につなげられるように、受診勧奨や、検査費用の助成を実施しています。しかし、利用者は少ない状況です。定期検査については、有料の診断書を取る必要があるなど、患者にとって、それほどメリットがないという声もあります。引き続き陽性者を確実に医療機関受診につなげるようフォローアップを強化するとともに周知が必要です。



<検査費用助成実績>

	平成 27 年度	平成 28 年度
陽性者	55 名	36 名
初回精密検査	8 件	15 件
定期検査	0 件	0 件
医療費助成申請者数	8 件	11 件

主な取組

- ・陽性者の重症化予防対策の促進
- ・肝炎医療コーディネーターが初回精密検査及び受診を促す

目標	評価指標	(基準値)	目標値	出典
初回精密検査受診率の増加	初回精密検査受診率	初回精密検査受診率 41.6%	100%	県調べ

4 肝炎の治療促進

現状と課題

・肝がんへの進行抑制となる肝炎抗ウイルス治療にかかる医療費の助成を実施しています。国は、平成30年度から肝炎ウイルス起因の肝がん・重度肝硬変患者の入院にかかる医療費についても助成を実施するとしています。

・受給者証交付者に肝炎手帳を配付し、患者自身が治療経過や検査結果などを記録し、自分の疾患の程度や治療経過などを認識できるようにしています。

・奈良県の肝炎医療費助成

◎助成対象となる方

- ①奈良県内に住所を有し、医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者の方
- ②本助成の利用を申請し、奈良県の審査により認定された方

◎助成対象となる医療

- ①C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療およびインターフェロンフリー治療
- ②B型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療および核酸アナログ製剤治療
※①②ともに保険適用となっているものに限り。また、当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料及び入院料等は助成対象となりますが、助成対象の治療と無関係な入院時食事・生活療養費は助成の対象外です。

◎助成期間

原則として、保健所において申請が受理された月の初日から、治療予定期間に即した期間（1年以内）です。治療内容により助成期間は異なります。

- ※インターフェロン治療については、一定の条件を満たす場合に最長8ヶ月まで延長が可能です。
- ※核酸アナログ製剤治療について、指定する期間内に更新申請をされ、かつ審査により認定された場合は期間の更新が可能です。

◎医療費助成申請の流れ

- ①医療機関を受診
 - ・「治療受給者証の交付申請に係る診断書」（県ホームページから取得可）
- ②保健所へ必要書類を提出
 - ・「肝炎治療受給者証交付申請書」
 - ・「治療受給者証の交付申請に係る診断書」、アナログ更新の場合は「治療受給者証の交付申請の更新に係る意見書」（県ホームページから取得可）又は、直近の認定・更新時以降に行われた検査内容及び治療内容がわかる資料※
 - ・「被保険者証の写し」
 - ・世帯全員が記載されている住民票の写し（続柄必要）
- ③受給者証交付
 - ・保健所または保健予防課は、審査及び承認後受給者証交付
- ④受給者証受領
 - ・助成対象となる治療を受ける場合は、その都度交付された受給者証を被保険者証などと一緒に病院、薬局の窓口に提示する。
 - ・受給者証に記載された自己負担限度額まで負担すれば、それを越える窓口での負担は不要です。（助成対象外の治療は除きます。）
 - ※ a）検査内容（血液検査結果等）がわかる資料

例：検査結果報告書の写し、健診・人間ドックの結果の写し等

b) 受けている治療内容が分かる資料

例：お薬手帳の写し、薬剤情報提供書の写し等

◎助成の内容

対象医療に係る保険診療の患者負担分（月額）が、次表の階層区分による自己負担額を超えた場合、その超えた金額を助成します。

階層区分		自己負担限度額（月額）
一般所得階層	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の場合	10,000 円
上位所得階層	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円以上の場合	20,000 円

◎医療費の払い戻し

申請後、受給者証が交付されるまでにかかった医療費は払い戻しされます。

※請求様式は県ホームページから取得可

◎申請窓口

保健所	所在地・電話番号	管轄市町村
奈良市保健所	奈良市三条本町13番1号 0742-93-8397	奈良市
郡山保健所	大和郡山市満願寺町60-1 0743-51-0194	大和郡山市、天理市、生駒市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町
中和保健所	橿原市常盤町605-5 0744-48-3037	大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
高田出張所	大和高田市片塩12-5 (大和高田市民交流センター) 0745-51-8133 (旧葛城保健所管内にお住まいの方は、高田出張所においても申請窓口を開設しています。) ※	橿原市、桜井市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村
吉野保健所	吉野郡下市町新住15-3 0747-64-8132	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
内吉野保健所	五條市本町3-1-13 0747-22-3051	五條市、野迫川村、十津川村

主な取組

- ・陽性者への医療費助成の継続実施
- ・肝がん・重度肝硬変への医療費助成の開始

○肝がん・重度肝硬変入院医療のうち、過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が4ヶ月を超えた場合に、4ヶ月目以降に係る医療費を一部助成

○自己負担限度額：1万円（所得制限あり）

- ・肝炎手帳の配付の継続実施

5 人材育成

現状と課題

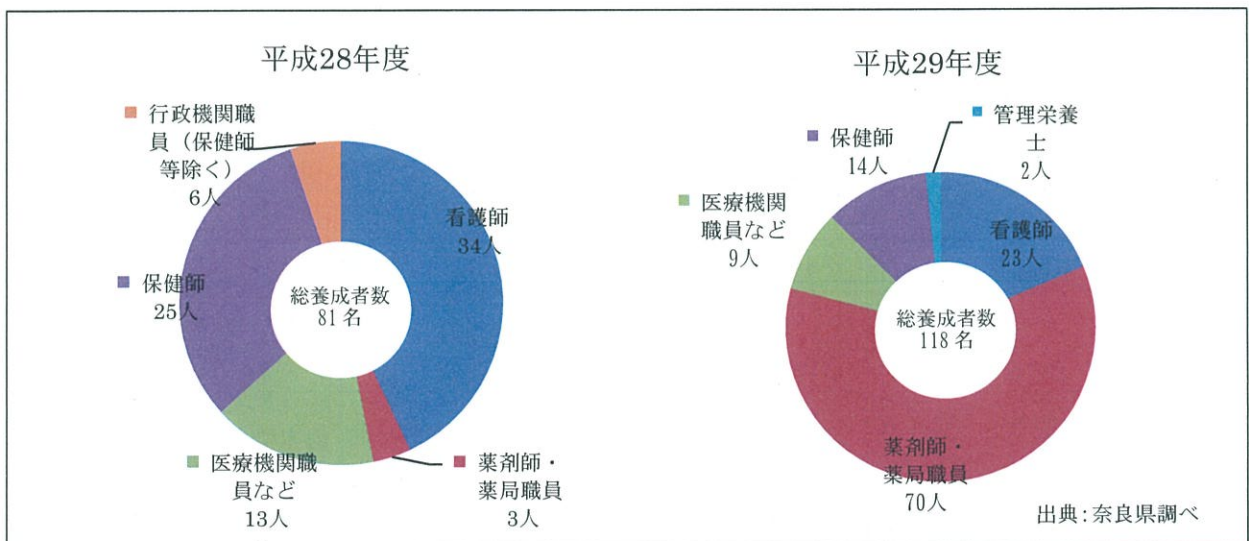
- ・ 県は、国が進める（全国 37 都府県で実施）地域や医療機関で陽性者を治療に適切につなぐ人材である「肝炎医療コーディネーター」を拠点病院と連携し、平成 28 年度から平成 29 年度で計 199 名養成しました。今後は養成した方を効果的に活用することが必要です。
- ・ 県拠点病院と連携し、市町村の肝炎事業に携わる担当者へ、出張指導や電話等での相談に対応しています。

奈良県肝炎医療コーディネーター 規程

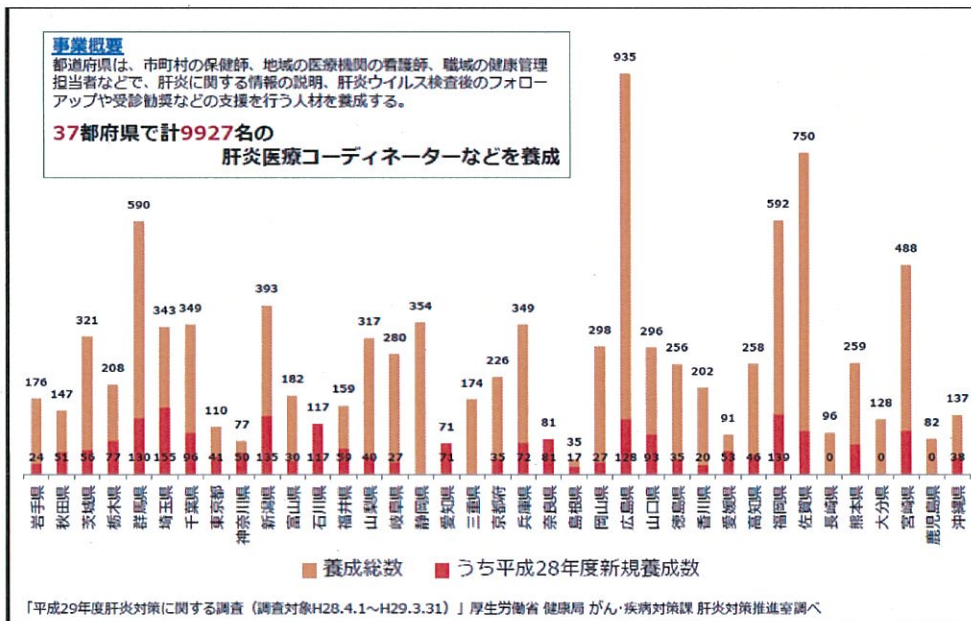
肝炎医療コーディネーターは、自分の職場・専門性に
応じた下記の役割を担います。

1. 検査未受検者に対する肝炎ウイルス検査の受検勧奨
検査の必要性や検査方法の説明をするなど、検査未受検者に対し肝炎ウイルス検査の受検勧奨をします。
2. 陽性者に対する保健指導の実施
肝炎ウイルス検査結果の説明、陽性者に対する医療機関への受診勧奨、肝炎に関する各種制度（治療費助成制度陽性者フォローアップ事業等）の説明などをします。
3. 肝炎患者等からの相談対応
肝炎患者や家族などからの相談に応じます。
4. 正しい知識等の情報提供、普及啓発
個別面談や肝炎教室等を通し、肝炎に関する検査、治療方法、生活、食事、服薬、治療費助成制度などについてアドバイスをします。
5. 専門医の補助
医療機関において、治療方法の説明や服薬・栄養指導、退院時の在宅生活に向けた退院指導など、専門医を補助します。

<肝炎医療コーディネーター養成者数>



<全国肝炎医療コーディネーター養成数>



主な取組

- ・肝炎医療コーディネーター養成研修会の継続実施
- ・肝炎医療コーディネーター活用促進
- ・市町村職員への出張指導、電話等による相談実施

目標	評価指標	(基準値)	目標値	出典
全市町村に肝炎医療コーディネーターを養成	全市町村の肝炎医療コーディネーターの有無	18市町村	39市町村	県調べ

6 肝炎患者への支援

(1) 相談支援

現状と課題

- ・県内の保健所で肝炎についての相談を実施しています。
- ・平成28年度には県の拠点病院の肝疾患相談センターに保健師の相談員に加え、専従医師を配置し、患者だけでなく医療関係者からの相談にも対応しています。主な相談内容としては、医療費助成制度や治療についての相談となっています。また、平成29年度からは、ハローワークと連携し、患者を対象として就職相談も実施しています。今後は、必要な方に相談窓口の情報が届くよう周知が必要です。

<年度別相談件数>

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
保健所	384件	423件	430件
相談センター	88件	94件	63件
合計	472件	517件	493件

主な取組

- ・相談窓口の周知強化

目標	評価指標	(基準値)	目標値	出典
相談件数の増加	相談件数	493 (H28)	1,000件	県調べ

(2) 情報提供

現状と課題

- ・ 治療や新薬の情報や新たな医療費助成、また、国に対する B 型や C 型肝炎訴訟の情報について、国の動向に注視しホームページ等で県民に広く周知しています。
- ・ 肝炎患者等の人権を守るため、肝炎患者等が不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指す必要があります。

主な取組

- ・ 最新情報をホームページ等で情報発信。
- ・ 患者会と連携し患者の思いを周知し、啓発。

B 型肝炎訴訟



昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間、満7歳になるまでに、集団予防接種を受けたことがある方へ。

上記期間の集団予防接種等の注射器連続使用で B型肝炎ウイルスに感染した方には、実数に応じ、**給付金等が支給される場合があります。**

厚生労働省ホームページ 03-3595-2252

我が国では、出生時の母子感染の他、昭和60年代前半までに集団予防接種などの期に行われていた注射器の連続使用が原因で、多くの方が B型肝炎ウイルスに感染したと見込まれています（最大で40万人以上が集団予防接種等により感染した可能性があります）。

以下の条件に当てはまる方は、一定の手続きによって国からの給付金を受け取ることが出来ます。

給付金対象者は以下の4つの条件を満たす方です

- ✓ B型肝炎ウイルスに持続感染している方
- ✓ 満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方
- ✓ 昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間に、集団予防接種を受けた方
- ✓ 集団予防接種以外の感染原因(母子感染・輸血等)がない方

● 給付金対象者から母子(父子)感染している方や、給付金対象者の相続人も対象となります。

集団予防接種と B型肝炎ウイルス感染との因果関係が認められた方には、納税状況に応じ、以下の給付金等が支払われます。

主な給付金等の内容	
死亡・肝がん・肝硬変(遺族)	3,000万円
肝硬変(患者)	2,500万円
慢性肝炎	1,250万円
肝臓移植キヤリア*	50万円

*肝臓移植手術を受けたことにより、肝臓を移植された方

給付金を受け取るための手続

給付金を受け取るためには、請求条件を満たしていること、損害を証明するため、血液検査などから必要な証拠を収集していただき、国を相手とした損害賠償請求訴訟を提起していただく必要があります。裁判上の和解や調停により、請求条件を満たしていることが認められた方または、給付金を支払われます。

厚生労働省ホームページ 03-3595-2252

C 型肝炎訴訟

1994年頃までに、出産や手術で大量出血等をされた方へ
～C型肝炎救済特別措置法による給付金の請求期限が2023年1月16日に延長されました～

1994年頃までに、出産や手術で大量出血等の際、血液からつくられた医薬品(フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤)が使用されたことにより、C型肝炎ウイルスに感染された方へのお知らせです。

このような場合、法律(※)に基づき、国を相手とする裁判を提起し、裁判のなかで、①血液からつくられた医薬品(フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤)が使用されたこと、②その医薬品が使用されたこと、③C型肝炎ウイルスに感染したこと、④慢性肝炎を罹患されたこと、⑤国を相手とする裁判を提起されたこと、⑥給付金を受けることができず、⑦2023年1月16日までに(※2)国を相手とする裁判をしなくてはならない、⑧出産や手術で大量出血などの際、血液からつくられた医薬品(フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤)が使用された方へは、まずは肝炎ウイルス検査を受け、⑨肝炎ウイルス検査の結果が、厚生労働省のホームページの「肝炎総合対策の推進」のサイトや、「知って、肝炎」プロジェクトの特設サイトを参照ください。

※1 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第9因子製剤によるC型肝炎感染者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法

※2 法律の改正(2017年12月15日施行)により、法律の施行後(2018年1月15日)から2023年1月15日までに延長された方、2023年1月16日以前に死亡した方は、2023年1月16日以前に死亡した方となります。

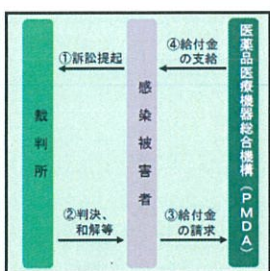
詳しくは、**厚生労働省 大量出血した方へ**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150855.html>

<問い合わせ先>
◎厚生労働省フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口 フリーダイヤル 0120-509-002
受付時間: 9:30～18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

<裁判終了後の給付金の請求手続きの問い合わせ先>
◎独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA) フリーダイヤル 0120-780-400
受付時間: 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)
(※フリーダイヤルは、携帯電話、公衆電話からもご利用いただけます。)

<肝炎ウイルス検査のご案内>
◎厚生労働省ホームページ
「肝炎総合対策の推進」http://www.mhlw.go.jp/bunya/hepatitis/kansenshou09/hepatitis_kensa.html
「知って、肝炎」プロジェクト <http://www.kanen.org/qanda/>



裁判所 → ①訴訟提起 → 感染被害者 → ②判決、和解等 → ③給付金の請求 → ④給付金の支給 → 医薬品医療機器総合機構(PMDA)

『患者の声』

- ・私はb型肝炎肝硬変です。5年前足が冷えることがあり40数年ぶりに病院へ行きました。その時に感染している事が分かりました。結婚した時妻に黄疸が出て大変辛い思いをしたのが私のせいだと初めて知りました。3人の子供にも感染していないか心配でしたが長男だけが感染していました。長男以外は結婚して孫も生まれましたが、孫にうつしてはいけないと今も気を使っています。赤ちゃんの時抱っこすると私の口に指を入れてくることもあり抱くことも出来ないと思いましたし、次男の嫁に嫌がられるのではと気を使ったものでした。
- ・娘2人に感染させてしまった事に大変申し訳なく、娘の将来を思うと、大きな責任を感じます。完治出来るよう一日も早く治療法を開発してもらいたい。
- ・自分に出血があったとき、料理をしたり、入浴したりするのに気をつかう。
- ・就職活動をしているが、面接の時に必ず健康状態を聞かれるので困っている。「特に問題はありませぬ」と答えているが、入社健康診断をすれば、ウイルスがあるのは判ってしまう。その時解雇されるのではと心配である。
- ・母子感染によって、娘が2度目の発症で、かなり悪い状態です。ゼフィックスを服用していましたが、耐性ができバラクルードに変えました。結婚も諦めています。毎月のようにかかる医療費の負担と、仕事を休み病院通いする娘の姿に、彼女の人生を私がくるわせてしまった事を本当に悔しく思います。女性として生まれ、子供も産めない体になったかと思うと・・・。
- ・結婚相手にキャリアであることを告げたことで破たんしたことが何度もあった。将来に対して自信が持てない。
- ・将来、老人ホーム等に入所する時入所を拒否されないか？
私は歯科技工士ですが、自分の事を知られるのが怖く得意先には言っていない（仕事断られるかも）。治療も他の歯科医院に行けばいいのですが、それも嫌で（近くでは私がb型と分かってしまう）行かない。
- ・肝炎とわかった時、歯科医の態度が変わった。申告すべきか迷う。

奈良肝臓友の会作成（原文のまま掲載）